

答 申

1 審査会の結論

福岡県知事（以下「実施機関」という。）が、平成21年7月17日都21第1321号で行った非開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

2 異議申立てに係る対象文書の開示決定状況

異議申立てに係る対象文書（以下「本件文書」という。）は、志免町内の二つの路外駐車場について、駐車場法（昭和32年法律第106号。以下「法」という。）に基づき、実施機関に提出された路外駐車場設置届出書、付帯資料及び管理規程である。

実施機関は、本件文書を作成も取得もしておらず、存在しないとして、福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号。以下「条例」という。）第11条第2項の規定により本件決定を行った。

3 異議申立ての趣旨及び経過

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、実施機関が行った本件決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての経過

ア 平成21年7月7日付けで、異議申立人は、実施機関に対し、条例第6条の規定に基づき、本件文書の開示請求を行った。

イ 平成21年7月17日付けで、実施機関は、本件決定を行い、その旨を異議申立人に通知した。

ウ 平成21年7月22日付けで、異議申立人は、本件決定を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

4 異議申立人の主張要旨

異議申立書、意見書及び意見陳述における異議申立人の主張を要約すると、次のとおりである。

(1) 平成21年7月22日付け異議申立書

実施機関は本件文書を保管していないと回答したが、「A駐車場」は駐車面積が500平方メートルを超えており、法第12条及び第13条の届出を行う義務がある。よって、監督官庁である実施機関は、直ちに適正な是正措置をとり、届出を受けた路外駐車場設置届出書と付帯資料及び管理規程を開示すべきである。

(2) 平成21年11月27日付け意見書

「B駐車場」は届出義務がないことが判明した。

「A駐車場」の路外駐車場設置届出書と付帯資料及び管理規程の写しについては、平成21年10月20日に異議申立人に交付された。

異議申立人が異議申立てをしたのは平成21年7月22日である。法は届出義務を規定しているが、「A駐車場」についての届出は、異議申立人の異議申立てから1ヶ月と6日後になされており、実施機関はその間、違法行為を看過しており、監督官庁である実施機関は、事業者に対して、必要かつ十分な指導監督を行っていない。

(3) 平成22年1月22日意見陳述

実施機関の職員に指導や調査を要求したが、真摯な対応がない。事業者と実施機関に違法性があるという認識でいる。

5 実施機関の説明要旨

実施機関が本件決定を行った理由を要約すると、次のとおりである。

- (1) 実施機関は、開示請求時に、異議申立人が請求した志免町内の二つの路外駐車場「B駐車場」及び「A駐車場」に係る路外駐車場設置届出書、付帯資料及び管理規程を取得しておらず、本件文書は不存在として、条例第11条第2項の規定により非開示決定を行った。
- (2) 実施機関が調査を行った結果、「B駐車場」については、駐車面積が500平方メートル未満であるため届出の必要はなく、「A駐車場」については駐車面積が500平方メートル以上で、届出の必要があることが判明したため、平成21年8月27日付けで、事業者から路外駐車場設置及び管理規程の届出がなされた。実施機関は、「A駐車場」に係る路外駐車場設置届出書、付帯資料及び管理規程を取得した後、情報提供として異議申立人に写しを渡し、経過を説明した。

6 審査会の判断

(1) 本件文書について

ア 法に基づく届出について

(7) 路外駐車場設置の届出について

法第12条において、都市計画区域内において自動車の駐車のために供する部分の面積（以下「駐車面積」という。）が500平方メートル以上である路外駐車場でその利用について駐車料金を徴収するものを設置する者（以下「路外駐車場管理者」という。）は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、路外駐車場の位置、規模、構造、設備その他必要な事項を都道府県知事に届け出なければならないと定められている。

また、駐車場法施行規則（平成12年運輸省・建設省令第12号）第2条において、路外駐車場設置届の様式と添付図面の種類が定められている。

(1) 管理規程の届出について

法第13条において、路外駐車場管理者は、路外駐車場の供用を開始しようとするときは、あらかじめその業務の運営の基本となるべき管理規程を定め、これを当該路外駐車場の供用開始後10日以内に都道府県知事に届け出なければならないと定められている。

(2) 本件文書の不存在について

実施機関は、「B駐車場」については、駐車面積が500平方メートル未満であるため、届出の必要はなかったが、「A駐車場」については、駐車面積が500平方メートル以上であったものの事業者から届出がなされておらず、平成21年8月27日付けで、事業者から路外駐車場設置及び管理規程の届出がなされたため、開示請求時（平成21年7月7日）においては、本件文書を取得していなかったと説明している。

本件文書は、法第12条及び第13条において、駐車面積が500平方メートル以上ある路外駐車場を設置する事業者が、都道府県知事に届け出なければならないと定められていることから、事業者からの届出により、実施機関が取得し管理する性格の文書である。

なお、当審査会において、「A駐車場」に係る路外駐車場設置届出書、付帯資料及び管理規程届出書の日付を確認したところ、平成21年8月27日であった。

したがって、開示請求時（平成21年7月7日）において、実施機関は本件文書を取得していなかったものと認められる。

(3) 開示請求時に取得していない文書の取扱いについて

実施機関は、開示請求時には、本件文書は不存在として条例第11条第2項の規定により非開示決定を行ったと説明している。

条例第2条第2項では、公文書とは、実施機関の職員が職務上作成又は取得し、組織的に用いるものとして管理しているものとされており、条例第11条第2項では、実施機関は、公文書を管理していない場合には、非開示決定をしなければならないとされている。

したがって、開示請求時（平成21年7月7日）に本件文書を取得・管理していなかった実施機関が、本件文書の不存在を理由として本件決定を行ったことは妥当といわざるを得ない。

(4) その他の主張について

異議申立人は、法に定める届出に関する事業者の違法性や実施機関の指導・監督について種々主張しているが、当審査会は、条例上、実施機関が本件文書の不存

在を理由として行った非開示決定の妥当性を判断する機関であるため、当該主張は当審査会の判断を左右するものではない。

以上の理由により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

